

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社関西スーパーマーケットが当社に対して、2020年4月1日付にて大阪地方裁判所に提起した違約金等請求訴訟につきまして、2023年5月30日付で和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

2018年4月27日付で原告との間で締結した定期建物賃貸借予約契約に関し、当社に債務不履行があるとして、原告から大阪地方裁判所に訴訟提起されておりましたが、冒頭記載のとおり和解によって円満に解決致しました。当社関係者、取引会社の皆様にはご心配をおかけしました。

2. 和解の相手の概要

- (1) 名称 : 株式会社関西スーパーマーケット
- (2) 所在地 : 兵庫県伊丹市中央5丁目3番38号
- (3) 代表者 : 代表取締役 福谷耕治

3. 和解の概要

被告(当社)は、原告(株式会社関西スーパーマーケット)に対し、原告が被告に預託済みの敷金及び立退料相当額を含む解決金を支払う。

以上